

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
- 公益信託外山ハツ記念育英基金の終了について…………… 3

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第11号）

1 趣旨

平成28年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道月形高等学校ほか8校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道月形高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道上磯高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道松前高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道上川高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

- (2) 北海道砂川高等学校ほか2校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 4月19日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第11号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道砂川高等学校の項中

普通科	440	
-----	-----	--

「

440

」を「

普通科	400		400
-----	-----	--	-----

」に改め、同

表北海道月形高等学校の項中

普通科	80	80	80		240
-----	----	----	----	--	-----

を「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道余市紅志

高等学校の項中「

総合学科				240	/	240
------	--	--	--	-----	---	-----

」を「

総合

」

「

学科				200	/	200
----	--	--	--	-----	---	-----

」に改め、同表北海道上磯高等学校の

項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を「

普通科

」

「

40	80	80	/	200
----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道松前高等学校の項中「

普通

」

「

科	80	80	80	/	240
---	----	----	----	---	-----

」を「

普通科	40	80	80
-----	----	----	----

」

「

/					200
---	--	--	--	--	-----

」に改め、同表北海道森高等学校の項中「

総合学科			
------	--	--	--

」

「

320	/	320
-----	---	-----

」を「

総合学科				280	/	280
------	--	--	--	-----	---	-----

」

に改め、同表北海道上川高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	
-----	----	----	----	---	--

」

「

240

」を「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道湧別高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」

を「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道本別

高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道弟子屈

高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道白糠高

等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道羅臼高

等学校の項中「

普通科	80	80	40	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	40		160
-----	----	----	----	--	-----

に改める。」

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道教育委員会告示第25号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法（大正11年4月21日法律第62号）第67条の規定に基づき、受理した。

平成28年4月19日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

- 1 公益信託の名称
公益信託外山ハツ記念育英基金
- 2 終了の理由
旧信託法第56条（信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ）
- 3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
- 4 終了年月日
平成28年3月11日

